

業 績

業 績

令和7年度業績の概況

令和7年度の日本経済は、トランプ政権の通商政策により自動車産業を中心に企業収益や対米輸出の減少といった影響がみられましたが、名目GDPは年換算で約665兆円まで増加するなど、内需を中心とした緩やかな回復が続いています。しかし、企業業績は堅調さを維持している一方で消費者物価は高止まりが続いており、個人消費が伸び悩む要因ともなっています。

令和7年度のマーケットは、トランプ政権による通商政策や各国・地域対応、高市政権発足・衆議院選挙後の国内政策期待、中東情勢の緊迫化などが相場を動かす展開となりました。

また、長期金利は、高市政権発足以降、責任ある積極財政

政策への思惑と日本銀行による追加利上げ観測の高止まりを背景に上昇基調で推移しました。日本銀行は物価上昇や企業による賃上げの広がりを背景に、12月の金融政策決定会合にて政策金利を0.75%に引き上げました。その後、中東情勢が緊迫化するとエネルギー価格の高騰によるインフレ懸念を背景としてグローバルに金利が上昇しました。また、日本銀行の早期追加利上げ観測も高まり、国内金利は約27年ぶりの水準である2.39%まで上昇し、期末の長期金利は2.355%となりました。

貯金等	JAから当会への預け金を中心に、前期末に比べ1,312億円減少し、期末残高は3兆6,317億円となりました。
貸出金	良質な貸出資産の積上げと営業基盤の拡大に取り組んできた結果、前期末に比べ40億円増加し、期末残高は5,088億円となりました。
有価証券	国債や社債を中心とした円債、外貨建外債等に分散投資を図りながら、安定的な収益確保を目指したポートフォリオの構築のため、前期末に比べ584億円増加し、期末残高は8,837億円(買入金銭債権・金銭の信託を含みます)となりました。
預け金	農林中金への預入れを中心に、前期末に比べ2,212億円減少し、期末残高は2兆1,383億円となりました。
損 益	安定的な利益確保を図るべく、良質な貸出資産の積上げや市場動向を踏まえた機動的な有価証券運用を実践したほか、経費削減等に努めた結果、経常利益は6,667百万円(前年度比+434百万円)、当期剰余金は5,563百万円(同△173百万円)となりました。

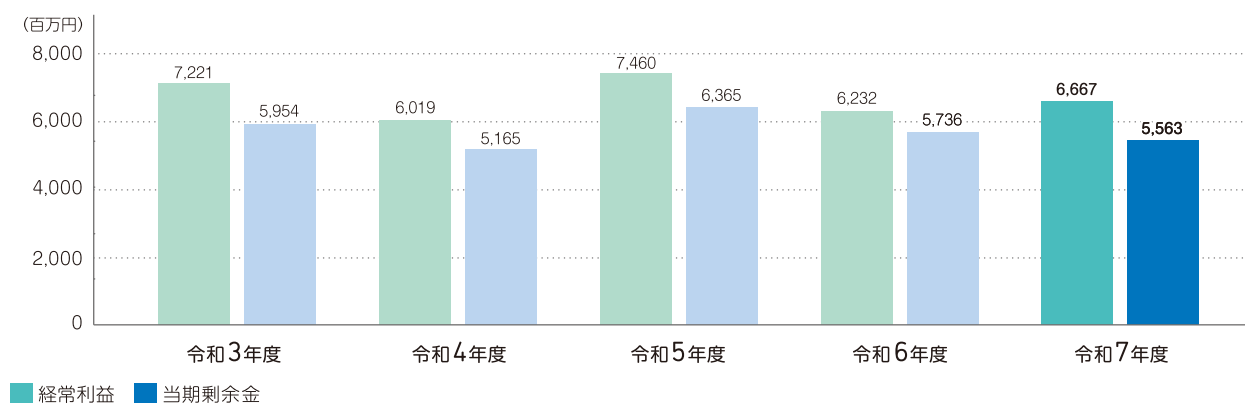
最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位: 百万円、口)

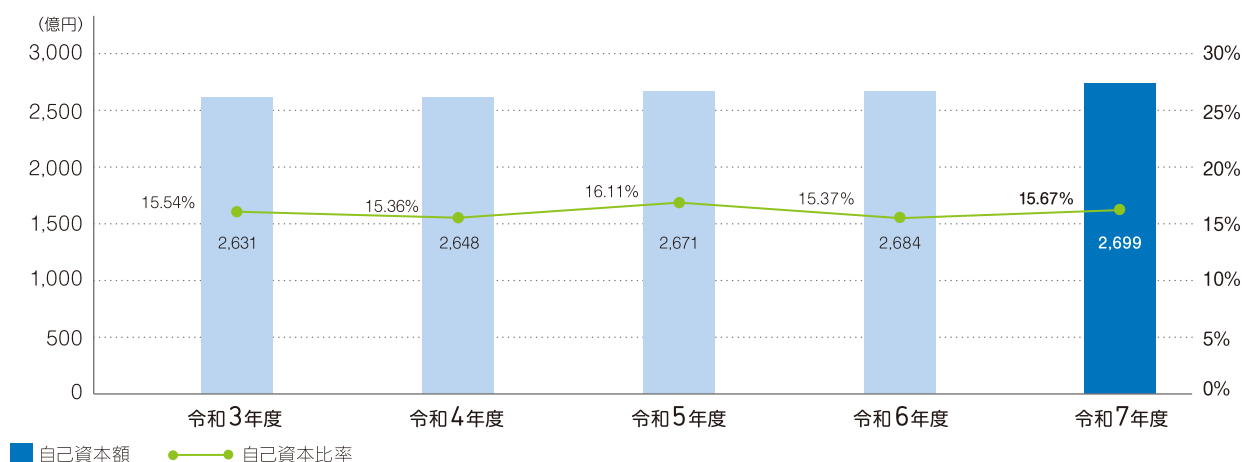
項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	41,852	52,381	41,529	49,469	66,938
経常利益	7,221	6,019	7,460	6,232	6,667
当期剰余金	5,954	5,165	6,365	5,736	5,563
出資金 (出資口数)	161,302 (16,130,255)	161,302 (16,130,255)	161,302 (16,130,255)	161,302 (16,130,255)	161,302 (16,130,255)
純資産額	287,329	273,875	290,873	271,208	273,238
総資産額	4,472,499	4,233,495	4,232,015	4,088,488	3,960,129
貯金等残高	3,988,067	3,902,581	3,882,651	3,763,002	3,631,781
貸出金残高	467,683	478,127	477,837	504,749	508,804
有価証券残高	959,290	793,882	913,064	825,331	883,739
預け金残高	2,736,519	2,639,289	2,508,022	2,359,638	2,138,369
剰余金配当金額	3,502	3,105	3,816	4,505	4,093
普通出資配当額	770	770	770	770	770
第一種後配出資配当額	227	227	227	227	227
第二種後配出資配当額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
事業分量配当額	1,503	1,107	1,818	2,507	2,094
職員数	269 名	271 名	267 名	273 名	255 名
単体自己資本比率	15.54%	15.36%	16.11%	15.37%	15.67%

※ 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

利益の推移

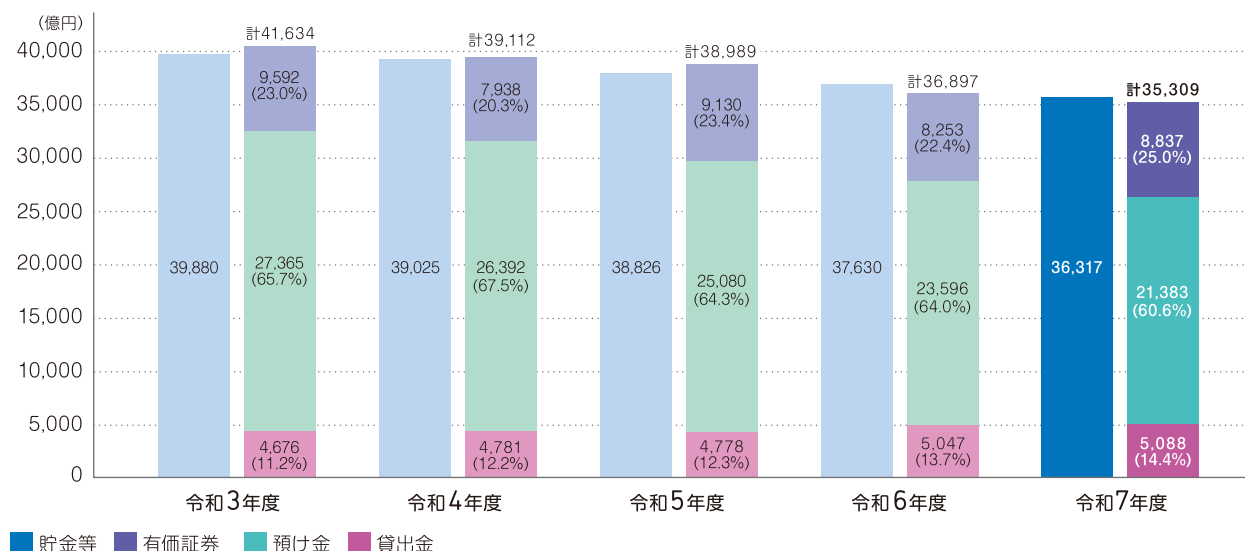


自己資本比率の推移



一般に自己資本比率とは、貸出金や有価証券等で運用している「総資産」に対する「自己資本」の割合をいいます。不測の事態における金融機関の拠り所は自己資本であり、自己資本比率は、金融機関の健全性を測る重要な指標です。農業協同組合法等の法令では、自己資本比率が4%未満（国内基準）のJA・信連に対し、経営の改善及び業務の停止等の命令が発令されることが規定されていますが、令和7年度の当会の自己資本比率は15.67%と発令基準である4%を大きく上回っています。

調達資金と運用資金の推移



※ () 内は運用資金の構成比です。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)	科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)
〈資産の部〉			〈負債の部〉		
現金	6,055	5,400	貯金	3,717,476	3,588,690
預け金	2,359,638	2,138,369	当座貯金	34,708	37,450
系統預け金	2,359,506	2,138,256	普通貯金	23,131	19,538
系統外預け金	131	112	通知貯金	15,700	6,500
買入金銭債権	3,126	1,823	別段貯金	9,480	9,910
金銭の信託	159,750	189,633	定期貯金	3,634,027	3,514,914
有価証券	825,331	883,739	定期積金	428	377
国債	396,886	407,418	譲渡性貯金	45,526	43,090
地方債	42,423	59,752	債券貸借取引受入担保金	—	5,123
社債	116,660	121,089	借入金	38,000	28,900
短期社債	6,998	12,993	代理業務勘定	0	8
外国証券	146,618	155,824	その他負債	5,188	9,745
株式	18,555	23,823	給付補填備金	0	0
受益証券	96,225	101,748	貸付留保金	56	164
投資証券	965	1,088	未払法人税等	193	407
貸出金	504,749	508,804	貯金利子諸税その他	18	29
手形貸付	926	830	従業員預り金	223	192
証書貸付	362,498	374,873	金融派生商品	91	667
当座貸越	38,386	34,613	仮受金	56	48
金融機関貸付	102,887	98,440	未払金	0	—
割引手形	50	46	リース債務	232	168
その他資産	7,760	10,053	資産除去債務	132	132
従業員貸付金	357	345	未払費用	3,200	7,798
差入保証金	400	400	前受収益	71	90
金融派生商品	715	132	約定取引未決済借	898	—
仮払金	95	56	未決済為替借	13	46
未収金	393	266	諸引当金	8,371	8,395
その他の資産	1,517	1,480	相互援助積立金	6,893	7,060
未収収益	4,238	7,087	賞与引当金	140	136
前払費用	15	14	退職給付引当金	1,291	1,138
未決済為替貸	25	270	役員退職慰労引当金	46	60
有形固定資産	1,525	1,448	繰延税金負債	918	1,211
建物	532	512	債務保証	1,797	1,723
土地	690	690	負債の部合計	3,817,279	3,686,890
リース資産	232	172			
その他の有形固定資産	70	73	〈純資産の部〉		
無形固定資産	337	315	出資金	161,302	161,302
ソフトウェア	337	315	(うち後配出資金)	(122,758)	(122,758)
外部出資	223,515	223,515	利益剰余金	104,378	105,436
系統出資	221,384	221,384	利益準備金	51,726	52,926
系統外出資	2,100	2,100	その他利益剰余金	52,652	52,510
子会社等出資	30	30	経営基盤安定化積立金	18,400	18,700
債務保証見返	1,797	1,723	特別積立金	18,400	18,700
貸倒引当金	△ 5,099	△ 4,699	当期末処分剰余金	15,852	15,110
			(うち当期剰余金)	(5,736)	(5,563)
			会員資本合計	265,680	266,738
			その他有価証券評価差額金	5,527	6,425
			繰延ヘッジ損益	—	74
			評価・換算差額等合計	5,527	6,500
			純資産の部合計	271,208	273,238
資産の部合計	4,088,488	3,960,129	負債及び純資産の部合計	4,088,488	3,960,129

ごあいさつ

JAバンク
静岡とは

当会
の考
え方

業
務の
ご案
内

業
績

自己資本の
充実の
状況

組
織

ご
案
内

索
引

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)	令和7年度 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)
経常収益	49,469	66,938
資金運用収益	29,824	39,528
貸出金利息	2,551	4,067
預け金利息	1,479	5,266
有価証券利息配当金	12,325	15,692
コールローン利息	16	19
その他受入利息	13,451	14,482
(うち受取奨励金)	(13,336)	(14,235)
役務取引等収益	1,597	1,638
受入為替手数料	19	19
その他の受入手数料	1,578	1,619
その他事業収益	8,075	7,890
受取助成金	23	—
受取出資配当金	11	13
国債等債券売却益	8,041	3,895
外国為替売却益	—	3,981
その他経常収益	9,971	17,881
貸倒引当金戻入益	1,666	392
償却債権取立益	2	0
株式等売却益	6,933	15,215
金銭の信託運用益	1,272	2,174
その他の経常収益	96	99
経常費用	43,236	60,271
資金調達費用	19,524	26,266
貯金利息	1,198	7,744
譲渡性貯金利息	67	146
借入金利息	31	203
債券貸借取引支払利息	0	5
金利スワップ支払利息	—	4
その他支払利息	18,227	18,162
(うち支払奨励金)	(18,217)	(18,154)
役務取引等費用	1,844	1,981
支払為替手数料	2	2
その他の支払手数料	1,841	1,978
その他の役務取引等費用	0	0
その他事業費用	16,749	26,528
国債等債券売却損	15,329	21,020
外国為替売却損	1,037	—
金融派生商品費用	382	5,507
経費	4,448	4,517
人件費	2,327	2,377
物件費	1,802	1,819
税金	319	319
その他経常費用	668	977
相互援助積立金繰入額	168	167
株式等売却損	—	96
金銭の信託運用損	96	263
その他の経常費用	403	450
経常利益	6,232	6,667
特別損失	0	0
固定資産処分損	0	0
税引前当期利益	6,232	6,667
法人税、住民税及び事業税	532	1,155
法人税等調整額	△ 36	△ 52
法人税等合計	495	1,103
当期剰余金	5,736	5,563
当期首繰越剰余金	10,115	9,546
当期末処分剰余金	15,852	15,110

ごあいさつ

静岡とは
J A バンク

当会の考え方

業務のご案内

業績

自己資本の
充実の状況

組織

ご案内

索引

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)	令和7年度 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	6,232	6,667
減価償却費	251	246
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,699	△ 400
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	47	△ 153
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	190	176
資金運用収益	△ 29,824	△ 39,528
資金調達費用	19,524	26,266
有価証券関係損益 (△は益)	243	731
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△ 1,175	△ 1,910
為替差損益 (△は益)	△ 650	△ 2,718
固定資産処分損益 (△は益)	0	0
貸出金の純増 (△)減	△ 26,911	△ 4,055
預け金の純増 (△)減	269,691	105,000
貯金の純増減 (△)	△ 119,649	△ 131,221
借入金の純増減 (△)	2,800	△ 9,100
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	—	5,123
資金運用による収入	30,235	38,875
資金調達による支出	△ 18,526	△ 21,728
事業分量配当金の支払額	△ 1,818	△ 2,507
その他	542	87
小 計	129,503	△ 30,148
法人税等の支払額	△ 762	△ 941
事業活動によるキャッシュ・フロー	128,740	△ 31,090
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 453,842	△ 566,540
有価証券の売却による収入	224,955	157,430
有価証券の償還による収入	292,695	360,965
金銭の信託の増加による支出	△ 19,883	△ 41,958
金銭の信託の減少による収入	3,719	5,114
買入金銭債権の取得による支出	△ 7,001	△ 15,005
買入金銭債権の償還による収入	9,190	16,308
固定資産の取得による支出	△ 282	△ 148
外部出資による支出	△ 54,346	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,793	△ 83,833
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	0	—
出資の払戻しによる支出	—	△ 0
出資配当金の支払額	△ 1,998	△ 1,998
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,997	△ 1,999
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額	121,949	△ 116,923
6 現金及び現金同等物の期首残高	113,431	235,380
7 現金及び現金同等物の期末残高	235,380	118,456

ごあいさつ

JAバンク
静岡とは

当会
の考
え方

業
務の
ご
案
内

業
績

自己資本の
充実の状況

組
織

ご
案
内

索
引

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1 当期末処分剰余金	15,852	15,110
2 剰余金処分額	6,305	5,893
(1) 利益準備金	1,200	1,200
(2) 任意積立金	600	600
経営基盤安定化積立金	300	300
特別積立金	300	300
(3) 出資配当金	1,998	1,998
普通出資に対する配当金	770 (2.00%)	770 (2.00%)
第一種後配出資に対する配当金	227 (1.00%)	227 (1.00%)
第二種後配出資に対する配当金	1,000 (1.00%)	1,000 (1.00%)
(4) 事業分量配当金	2,507	2,094
3 次期繰越剰余金	9,546	9,216

※ 1. 経営基盤安定化積立金は、県下信用事業の経営基盤の維持・強化に資するため、予測しがたい諸リスクに備えて積立てることを目的としており、特別積立金の残高に達するまで積立てることとしています。

2. 事業分量配当金は、会員JAからお預けいただいた信連定期貯金(スーパー定期基準型)の平均残高に対して、次の配当率により算出した額です。

令和6年度 0.070%

令和7年度 0.060%

ごあいさつ

静岡県とは
JAバンク

当会の考え方

業務のご案内

業績

自己資本の
充実の状況

組織

ご案内

索引

【令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)】

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
 - ・売買目的有価証券 …………… 時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・満期保有目的の債券 …………… 定額法による償却原価法
 - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 …… 原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・その他有価証券 …………… 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	34年～65年
その他	5年～20年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については、零としております。
- (8) 外貨建の資産は、主に決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (9) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」により、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

 - ・破綻先 …… 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者
 - ・実質破綻先 …… 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者
 - ・破綻懸念先 …… 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
 - ・要注意先 …… 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
 - ・要管理先 …… 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者
 - ・正常先 …… 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先及び実質破綻先に対する債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

破綻懸念先に対する債権については、債権の元本の回収見込額を見積り、債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により計上しております。

要注意先のうち、要管理先に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先以外の要注意先及び正常先に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。

予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を1算定期間とし、過去の一定の算定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき、将来見込みに応じて必要な修正を加えた予想損失率によって算定しております。

すべての債権は、「資産査定規程」に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していますが、対象となる債権はありません。
 - ② 相互援助積立金

相互援助積立金は、「静岡県JAバンク支援制度要領」等に基づき計上しております。
 - ③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
 - ④ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。
 - ⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
- (10) ヘッジ会計の方法

「ヘッジ要領」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、時価ヘッジの方法によりヘッジ会計を実施しております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動リスクがヘッジ手段によって相殺されることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することにより行っております。
- (11) 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2. 会計上の見積りに関する事項

- (1) 計算書類等に計上した金額

貸倒引当金計上額 5,099百万円
- (2) 見積りの内容について計算書類等利用者の理解に資するその他の情報
 - ① 見積金額の算出方法

貸倒引当金の算定方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」の「(9) 引当金の計上方法」に記載しております。
 - ② 見積金額の算出に用いた仮定

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」を主要な仮定として置いております。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収支獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - ③ 翌事業年度の計算書類等に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、債務者区分または予想損失率の変更により引当額が増減し、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,610百万円です。
- (2) 担保に供している資産は次のとおりです。
- | | |
|-------------|-----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 33,000百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 借入金 | 38,000百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金90,000百万円及び有価証券1,000百万円を差し入れております。
- なお、これらの資産に対応する債務はありません。
- また、その他の資産には、敷金及び保証金13百万円が含まれております。
- (3) 子会社等に対する金銭債権の総額は0百万円です。
- (4) 子会社等に対する金銭債務の総額は206百万円です。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (7) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | － 百万円 |
| 危険債権額 | 6,000 百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 3 百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | － 百万円 |
| 合計額 | 6,003 百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (8) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。
- これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は50百万円です。
- (9) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は111,047百万円です。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金43,309百万円が含まれております。

4. 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額 1百万円
- | | |
|--------------|-------|
| うち事業取引高 | 1百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | － 百万円 |
- (2) 子会社等との取引による費用総額 274百万円
- | | |
|--------------|--------|
| うち事業取引高 | 274百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | － 百万円 |
- (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額はありません。
- (4) 債権売却損は、すでに個別貸倒引当金を引当てていた債権について、売却損と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は33百万円です。

5. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ①金融商品に対する取組方針
- 当会は、静岡県を事業区域として、JA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。
- JAは、農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域への貸付け等により運用し、その余剰資金を当会がお預かりする仕組みとなっております。
- 当会では、これを原資として、資金を必要とするJA、農業に関連する企業・団体、県内の地場企業・団体及び地方公共団体等への貸付けを行っております。また、余剰資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ②金融商品の内容及びそのリスク
- 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券です。
- 貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。
- 金銭の信託は指定金外信託及び特定金外信託により運用しており、その構成資産は、国内外の債券や株式等であり、運用目的またはその他目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。
- また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- デリバティブ取引にはALMの一環で行っている先物為替予約取引のほかトレーディングとして行っている債券先物取引等があり、取引相手方の信用リスクや金利変動等による市場価格の変動リスクに晒されております。このうち先物為替予約取引は、ヘッジ対象であるその他有価証券として保有する外貨建債券のヘッジ手段として為替変動を相殺する目的で行っており、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しております。
- ③金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理
- 当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、信用リスクの管理・運用体制を整備しております。
- 貸出金管理では、各営業部店が与信先別の業況・事業動向等をモニタリングし、その内容を定量的・定性的に分析した結果を踏まえ、審査担当部署が内部格付や与信限度額等の管理、保証・担保の設定、問題債権への対応等を行っております。
- また、有価証券管理では、発行体ごとの信用情報や時価の把握を、リスク管理担当部署等が定期的に行っております。
- これらの信用リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告を実施しております。
- なお、信用リスクに関する財務運営上の課題については、ALM委員会において対応方向を協議・決定しております。

b 市場リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規程に従い、市場リスクの管理・運用体制を整備しております。

具体的には、リスク管理委員会において市場リスク管理に関する方針の決定及びリスク状況の把握を行い、ALM委員会において財務運営に関する方針の決定、その実施状況の把握・確認及び課題に対する今後の対応方向等に係る協議・決定を行っております。

リスクカテゴリーごとの管理方法等は、以下のとおりです。

(a) 金利リスク

当会は、リスク管理担当部署において、日々の評価損益の状況や保有資産の金利・期間等に基づき試算した想定するリスク量等を管理しております。

また、財務担当部署において、定期的に金融資産及び負債の金利・期間を総合的に把握するとともに、決算シミュレーション等による業績予測等を行い、リスクの状況及び財務の状況について、リスク管理委員会、ALM委員会及び理事会等に報告しております。

(b) 為替リスク

当会は、為替リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、必要に応じて、先物為替予約取引によるリスクヘッジを図っております。

(c) 価格変動リスク

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会にて決定した方針に則り、余裕金運用規程等に基づいて行っております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、ALM委員会での事前協議や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っております。

また、総務担当部署で保有している外部出資は、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等のモニタリングを定期的に実施しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会ではこれらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合対象となる金融資産及び金融負債の時価は、67,387百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、これらの市場リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告しております。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会の調達資金は、会員であるJAからの定期貯金(1年もの)がその大半を占めており、その満期管理を徹底するとともに、市場環境を考慮した期間ごとの運用・調達資金のバランス調整等により、流動性リスクを管理しております。

なお、日々の資金決済に対応するため、農林中央金庫に預入している流動性預け金の残高管理を徹底しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位: 百万円)

科 目	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
預け金	2,359,638	2,354,903	△ 4,734
買入金銭債権	3,126	3,108	△ 18
満期保有目的 金銭の信託	3,126	3,108	△ 18
運用目的の金銭の信託	159,750	159,750	—
その他の金銭の信託	396	396	—
有価証券	159,354	159,354	—
満期保有目的の債券	825,331	817,169	△ 8,162
その他有価証券	139,095	130,933	△ 8,162
貸出金	686,236	686,236	—
貸倒引当金	504,749	—	—
貸倒引当金控除後	△ 5,041	—	—
資産計	499,707	495,837	△ 3,870
	3,847,555	3,830,769	△ 16,785
貯金	3,763,002	3,755,265	△ 7,737
借入金	38,000	37,934	△ 65
負債計	3,801,002	3,793,200	△ 7,802

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	624	624	—
デリバティブ取引計	624	624	—

(注) 1. その他有価証券には「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額の時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金45,526百万円を含めております。

4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記dと同様の方法により評価しております。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しております。地方債や社債については、公表された相場価格を用いております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額の時価とみなす取扱いを適用しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれております。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引(為替予約)であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれております。

③市場価格のない株式等として、外部出資があり、その貸借対照表計上額は223,515百万円です。これは①の金融商品の時価情報には含めておりません。

(注) 1. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

2. 前年度及び当年度において、非上場株式について減損処理は行っておりません。

3. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。

なお、組合出資金は、「金融商品会計に関する実務指針」(移管指針第9号 2024年7月1日)第132項で定める任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等を含めております。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 百万円)

科 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	2,359,638	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	40	149	362	2,574
満期保有目的	—	—	40	149	362	2,574
有価証券	43,818	41,798	56,592	61,821	56,339	473,687
満期保有目的の債券	5,987	87	5,587	10,387	12,087	102,719
その他有価証券のうち満期があるもの	37,831	41,711	51,005	51,434	44,252	370,968
貸出金	112,300	54,756	68,166	93,886	36,603	139,032
合 計	2,515,756	96,555	124,798	155,857	93,305	615,295

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越38,386百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金25,309百万円については「5年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等3百万円は、償還の予定が見込まれないため、含めていません。

3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件はありません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位: 百万円)

科 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	3,717,028	267	166	3	11	—
譲渡性貯金	45,526	—	—	—	—	—
借入金	38,000	—	—	—	—	—
合 計	3,800,554	267	166	3	11	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①売買目的有価証券

該当する有価証券はありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位: 百万円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	48,038	48,639	601
	地方債	4,433	4,462	29
	社債	4,504	4,508	3
	その他	—	—	—
	小計	56,976	57,610	634
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	51,169	43,645	△ 7,524
	地方債	26,750	25,532	△ 1,217
	社債	2,000	1,999	△ 0
	その他	2,200	2,145	△ 54
	小計	82,119	73,322	△ 8,796
合 計		139,095	130,933	△ 8,162

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位: 百万円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	17,227	8,001	9,225
	債券	182,128	168,705	13,423
	国債	96,675	94,784	1,891
	地方債	—	—	—
	社債	1,201	1,200	1
	その他	84,251	72,720	11,530
	その他	50,334	30,020	20,313
	小計	249,689	206,727	42,962
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,328	1,480	△ 152
	債券	388,361	413,911	△ 25,550
	国債	201,002	222,497	△ 21,494
	地方債	11,240	11,615	△ 374
	社債	115,951	118,355	△ 2,404
	その他	60,166	61,443	△ 1,276
	その他	46,856	52,428	△ 5,572
	小計	436,546	467,821	△ 31,274
合 計		686,236	674,548	11,688

(注) 上記差額合計から繰延税金負債3,191百万円を差引いた金額8,496百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位: 百万円)

科 目	売却額	売却益	売却損
株 式	2,328	1,437	—
債 券	202,057	8,040	15,329
そ の 他	15,046	5,495	—
合 計	219,432	14,974	15,329

- (4) 売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。
- なお、当年度において減損処理は行っておりません。

7. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- (1) 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	396 百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	— 百万円

- (2) その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	159,354	163,478	△ 4,123	4,514	△ 8,638

- (注) 1. 上記差額合計から繰延税金資産1,154百万円を加えた金額△2,969百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

8. デリバティブ取引に関する事項

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は次のとおりです。

通貨関連取引 (単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方法	為替予約	その他 有価証券	45,515	—	624

9. 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として、「退職給与規程」に基づき、退職一時金制度（非積立型制度であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立型制度に区分して記載しております）を設けております。

また、この制度の退職給付の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

②確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,243 百万円
退職給付費用	164 百万円
退職給付の支払額	△ 37 百万円
制度への拠出額	△ 80 百万円
期末における退職給付引当金	1,291 百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,554 百万円
共済会積立額	△ 1,262 百万円
	1,291 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	164 百万円
----------------	---------

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は29百万円です。

また、存続組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は208百万円です。

10. 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	1,033 百万円
賞与引当金超過額	38 百万円
退職給付引当金超過額	359 百万円
相互援助積立金超過額	1,930 百万円
有価証券有税償却額	104 百万円
未払事業税	35 百万円
未払奨励金	421 百万円
その他	442 百万円
繰延税金資産小計	4,366 百万円
評価性引当額	△ 3,248 百万円
繰延税金資産合計 (A)	1,118 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 2,036 百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 2,036 百万円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 918 百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.3 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.2 %
事業分量配当金	△ 11.0 %
住民税均等割等	0.1 %
評価性引当額の増減	△ 7.0 %
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△ 0.2 %
その他	△ 0.3 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.0 %

- (3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

防衛特別法人税の創設にかかる改正税法が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の27.3%から28.0%に変更されました。その結果、繰延税金負債が39百万円、その他有価証券評価差額金が50百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が11百万円減少しています。

11. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券(外部出資決定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
- ・売買目的有価証券 …………… 時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・満期保有目的の債券 …………… 定額法による償却原価法
 - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 …… 原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・その他有価証券 …………… 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。
- ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりです。
- | | |
|-----|---------|
| 建 物 | 34年～65年 |
| その他 | 4年～20年 |
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
- なお、残存価額については、零としております。
- (8) 外貨建の資産は、主に決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (9) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金
- 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」により、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。
- ・破綻先 …… 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者
 - ・実質破綻先 …… 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者
 - ・破綻懸念先 …… 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
 - ・要注意先 …… 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
 - ・要管理先 …… 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者
 - ・正常先 …… 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
- 破綻先及び実質破綻先に対する債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- 破綻懸念先に対する債権については、債権の元本の回収見込額を見積り、債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により計上しております。
- 要注意先のうち、要管理先に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先以外の要注意先及び正常先に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。
- 予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を1算定期間とし、過去の一定の算定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき、将来見込みに応じて必要な修正を加えた予想損失率によって算定しております。
- すべての債権は、「資産査定規程」に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していますが、対象となる債権はありません。
- ② 相互援助積立金
- 相互援助積立金は、「静岡県JAバンク支援制度要領」等に基づき計上しております。
- ③ 賞与引当金
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金
- 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
- (10) ヘッジ会計の方法
- 「ヘッジ要領」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク、金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ・為替変動リスクヘッジ
- 外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、時価ヘッジの方法によりヘッジ会計を実施しております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動リスクがヘッジ手段によって相殺されることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することにより行っております。
- ・金利変動リスクヘッジ
- 金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ手段として金利スワップ取引を利用しており、繰延ヘッジの方法によりヘッジ会計を実施しております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象となる国内債券とヘッジ手段である金利スワップ取引に関する重要な条件が同一であると認められるため、高い有効性があると見込まれることから、これをもって有効性の判定に代えております。
- (11) 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2. 会計上の見積りに関する事項

- (1) 計算書類等に計上した金額
- 貸倒引当金計上額 4,699百万円
- (2) 見積りの内容について計算書類等利用者の理解に資するその他の情報
- ① 見積金額の算出方法
- 貸倒引当金の算定方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」の「(9) 引当金の計上方法」に記載しております。
- ② 見積金額の算出に用いた仮定
- 「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」を主要な仮定として置いております。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- ③ 翌事業年度の計算書類等に与える影響
- 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、債務者区分または予想損失率の変更により引当額が増減し、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,722百万円です。
- (2) 担保に供している資産は次のとおりです。
- | | |
|-------------|-----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 30,900百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 債券貸借取引受入担保金 | 5,123百万円 |
| 借入金 | 28,900百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金90,000百万円及び有価証券1,000百万円を差し入れております。
- なお、これらの資産に対応する債務はありません。
- また、その他の資産には、敷金及び保証金12百万円が含まれております。
- (3) 子会社等に対する金銭債権の総額は0百万円です。
- (4) 子会社等に対する金銭債務の総額は217百万円です。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (7) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | － 百万円 |
| 危険債権額 | 5,605 百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 2 百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | － 百万円 |
| 合計額 | 5,608 百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (8) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。
- これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は46百万円です。
- (9) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は115,476百万円です。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金43,309百万円が含まれております。

4. 損益計算書に関する事項

- | | | |
|-----|-----------------|-------|
| (1) | 子会社等との取引による収益総額 | 1百万円 |
| | うち事業取引高 | 1百万円 |
| | うち事業取引以外の取引高 | － 百万円 |
- | | | |
|-----|-----------------|--------|
| (2) | 子会社等との取引による費用総額 | 272百万円 |
| | うち事業取引高 | 272百万円 |
| | うち事業取引以外の取引高 | － 百万円 |
- (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額はありません。

5. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ①金融商品に対する取組方針
- 当会は、静岡県を事業区域として、JA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。
- JAは、農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域への貸付け等により運用し、その余剰資金を当会がお預かりする仕組みとなっております。
- 当会では、これを原資として、資金を必要とするJA、農業に関連する企業・団体、県内の地場企業・団体及び地方公共団体等への貸付けを行っております。また、余剰資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ②金融商品の内容及びそのリスク
- 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券です。
- 貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。
- 金銭の信託は指定金外信託及び特定金外信託により運用しており、その構成資産は、国内外の債券や株式等であり、運用目的またはその他目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。
- また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- デリバティブ取引にはALMの一環で行っている先物為替予約取引、金利スワップ取引のほかトレーディングとして行っている債券先物取引等があり、取引相手方の信用リスクや金利変動等による市場価格の変動リスクに晒されております。このうち先物為替予約取引、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である有価証券に係る相場変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。
- ③金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理
- 当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、信用リスクの管理・運用体制を整備しております。
- 貸出金管理では、各営業部店が与信先別の業況・事業動向等をモニタリングし、その内容を定量的・定性的に分析した結果を踏まえ、審査担当部署が内部格付や与信限度額等の管理、保証・担保の設定、問題債権への対応等を行っております。
- また、有価証券管理では、発行体ごとの信用情報や時価の把握を、リスク管理担当部署等が定期的に行っております。
- これらの信用リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告を実施しております。
- なお、信用リスクに関する財務運営上の課題については、ALM委員会において対応方向を協議・決定しております。

b 市場リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規程に従い、市場リスクの管理・運用体制を整備しております。
 具体的には、リスク管理委員会において市場リスク管理に関する方針の決定及びリスク状況の把握を行い、ALM委員会において財務運営に関する方針の決定、その実施状況の把握・確認及び課題に対する今後の対応方向等に係る協議・決定を行っております。
 リスクカテゴリーごとの管理方法等は、以下のとおりです。

(a) 金利リスク

当会は、リスク管理担当部署において、日々の評価損益の状況や保有資産の金利・期間等に基づき試算した想定するリスク量等を管理しております。
 また、財務担当部署において、定期的に金融資産及び負債の金利・期間を総合的に把握するとともに、決算シミュレーション等による業績予測等を行い、リスクの状況及び財務の状況について、リスク管理委員会、ALM委員会及び理事会等に報告しております。また、必要に応じて金利スワップ取引によるリスクヘッジを図っております。

(b) 為替リスク

当会は、為替リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、必要に応じて、先物為替予約取引によるリスクヘッジを図っております。

(c) 価格変動リスク

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会にて決定した方針に則り、余裕金運用規程等に基づいて行っております。
 運用にあたっては、運用限度額を設定し、ALM委員会での事前協議や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っております。
 また、総務担当部署で保有している外部出資は、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等のモニタリングを定期的に実施しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当会ではこれらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合対象となる金融資産及び金融負債の時価は、62,453百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、これらの市場リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告しております。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会の調達資金は、会員であるJAからの定期貯金(1年もの)がその大半を占めており、その満期管理を徹底するとともに、市場環境を考慮した期間ごとの運用・調達資金のバランス調整等により、流動性リスクを管理しております。

なお、日々の資金決済に対応するため、農林中央金庫に預入している流動性預け金の残高管理を徹底しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位: 百万円)

科 目	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
預け金	2,138,369	2,132,453	△ 5,915
買入金銭債権	1,823	1,809	△ 13
満期保有目的	1,823	1,809	△ 13
金銭の信託	189,633	189,633	—
運用目的の金銭の信託	396	396	—
その他の金銭の信託	189,237	189,237	—
有価証券	883,739	866,584	△ 17,154
満期保有目的の債券	144,826	127,671	△ 17,154
その他有価証券	738,912	738,912	—
貸出金	508,804	—	—
貸倒引当金	△ 4,650	—	—
貸倒引当金控除後	504,153	494,747	△ 9,406
資産計	3,717,719	3,685,228	△ 32,491
貯金	3,631,781	3,621,567	△ 10,214
借入金	28,900	28,818	△ 81
債券貸借取引受入担保金	5,123	5,123	—
負債計	3,665,805	3,655,509	△ 10,295

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(535)	(535)	—
デリバティブ取引計	(535)	(535)	—

(注) 1. その他有価証券には「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
 2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
 3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金43,090百万円を含めております。
 4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記dと同様の方法により評価しております。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しております。地方債や社債については、公表された相場価格を用いております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっております。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額の時価とみなす取扱いを適用しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれております。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

c 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間であるため時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引(為替予約)、金利関連取引(金利スワップ)であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれております。

③市場価格のない株式等として、外部出資があり、その貸借対照表計上額は223,515百万円です。これは①の金融商品の時価情報には含めておりません。

(注) 1. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2024年9月13日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

2. 前年度及び当年度において、非上場株式について減損処理は行っておりません。

3. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。

なお、組合出資金は、「金融商品会計に関する実務指針」(移管指針第9号 2025年3月11日)第132項で定める任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等を含めております。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 百万円)

科 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	2,138,369	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	35	182	—	1,605
満期保有目的	—	—	35	182	—	1,605
有価証券	54,087	58,764	66,601	61,368	57,118	510,238
満期保有目的の債券	87	5,587	10,387	12,087	5,087	109,632
その他の有価証券のうち満期があるもの	54,000	53,177	56,214	49,281	52,031	400,606
貸出金	101,903	72,052	78,859	45,820	47,338	162,828
合 計	2,294,360	130,816	145,496	107,371	104,456	674,672

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越34,613百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金43,309百万円については「5年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等2百万円は、償還の予定が見込まれないため、含めていません。

3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件はありません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位: 百万円)

科 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	3,588,315	210	136	15	12	—
譲渡性貯金	43,090	—	—	—	—	—
借入金	28,900	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	5,123	—	—	—	—	—
合 計	3,665,430	210	136	15	12	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 売買目的有価証券

該当する有価証券はありません。

② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	2,031	2,033	1
	地方債	1,013	1,014	0
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	3,045	3,047	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	96,906	82,962	△ 13,944
	地方債	42,071	38,966	△ 3,104
	社債	1,803	1,785	△ 17
	その他	1,000	909	△ 90
	小計	141,781	124,624	△ 17,157
合 計		144,826	127,671	△ 17,154

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	23,115	8,764	14,350
	債券	130,360	117,340	13,020
	国債	24,237	24,093	143
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	106,123	93,246	12,877
	その他	70,099	47,736	22,362
	小計	223,575	173,841	49,733
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	707	836	△ 129
	債券	481,891	508,569	△ 26,677
	国債	284,242	304,918	△ 20,675
	地方債	16,667	17,648	△ 980
	社債	132,280	135,863	△ 3,583
	その他	48,700	50,138	△ 1,438
	その他	32,738	36,065	△ 3,326
	小計	515,337	545,471	△ 30,134
合 計		738,912	719,312	19,599

(注) 上記差額合計から繰延税金負債5,382百万円を差引いた金額14,216百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

科 目	売却額	売却益	売却損
株 式	2,100	1,431	96
債 券	126,724	3,895	21,020
そ の 他	22,497	13,783	—
合 計	151,322	19,110	21,117

(4) 売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

なお、当年度において減損処理は行っておりません。

7. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

(1) 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 396 百万円
当年度の損益に含まれた評価差額 — 百万円

(2) その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	189,237	200,058	△ 10,821	6,231	△ 17,052

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金資産3,029百万円を加えた金額△7,791百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

8. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として、「退職給付規程」に基づき、退職一時金制度（非積立型制度であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立型制度に区分して記載しております）を設けております。

また、この制度の退職給付の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

②確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,291 百万円
退職給付費用	163 百万円
退職給付の支払額	△ 234 百万円
制度への拠出額	△ 81 百万円
期末における退職給付引当金	1,138 百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,336 百万円
共済会積立額	△ 1,198 百万円
	1,138 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	163 百万円
----------------	---------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は29百万円です。

また、存続組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は182百万円です。

9. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	911 百万円
賞与引当金超過額	38 百万円
退職給付引当金超過額	318 百万円
相互援助積立金超過額	1,976 百万円
有価証券有税償却額	104 百万円
未払事業税	76 百万円
未払奨励金	454 百万円
その他	466 百万円
繰延税金資産小計	4,346 百万円
評価性引当額	△ 3,175 百万円
繰延税金資産合計 (A)	1,170 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 2,353 百万円
繰延ヘッジ損益	△ 28 百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 2,382 百万円

繰延税金負債の純額 (A) + (B)	1,211 百万円
---------------------	-----------

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.3 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.2 %
事業分量配当金	△ 8.6 %
住民税均等割等	0.1 %
評価性引当額の増減	△ 1.1 %
その他	△ 0.2 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.6 %

10. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支 給 総 額 (注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員 (注1) に対する報酬等	107	13

- (注) 1. 対象役員は、経営管理委員10名、理事5名、監事3名です。
2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額 (引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額) によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬 (基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員及び理事各人別の報酬額については経営管理委員会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会において定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務を勘案して決定していますが、その基準等については、中央会・連合会役員報酬審議会 (構成：当会の会員JAから選出された委員3人及び学識経験者3人の合計6人) に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労引当金規程に基づき、経営管理委員及び理事については経営管理委員会、監事については監事会において各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等 (注1)」の範囲は、当会の職員及び当会の主要な連結子法人等 (注2) の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額 (注3) 以上の報酬等を受ける者 (注4) のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当するものはありません。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同等額」は、令和7年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
4. 令和7年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

貯金計数

科目別貯金平均残高

(単位: 百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
流動性貯金	65,405 (1.7%)	71,950 (1.9%)	6,544
定期性貯金	3,713,819 (97.1%)	3,580,826 (96.8%)	△ 132,992
その他の貯金	1,264 (0.0%)	1,214 (0.0%)	△ 50
計	3,780,489 (98.8%)	3,653,991 (98.8%)	△ 126,497
譲渡性貯金	45,339 (1.2%)	43,741 (1.2%)	△ 1,597
合 計	3,825,828 (100.0%)	3,697,733 (100.0%)	△ 128,095

- ※ 1.()内は構成比です。
 2. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金
 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

定期貯金残高

(単位: 百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
定期貯金	3,634,027 (100.0%)	3,514,914 (100.0%)	△ 119,113
うち固定金利定期	3,634,027 (100.0%)	3,514,914 (100.0%)	△ 119,113
うち変動金利定期	－ (－)	－ (－)	－

- ※ 1.()内は構成比です。
 2. 固定金利定期 … 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 変動金利定期 … 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

貸出金計数

科目別貸出金平均残高

(単位: 百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
手形貸付	761	906	145
証書貸付	332,829	364,895	32,066
当座貸越	32,480	34,912	2,432
割引手形	149	33	△ 115
金融機関貸付	106,347	99,509	△ 6,837
合 計	472,567	500,258	27,690

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位: 百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
固定金利貸出	359,205 (71.2%)	368,554 (72.4%)	9,348
変動金利貸出	145,543 (28.8%)	140,250 (27.6%)	△ 5,293
合 計	504,749 (100.0%)	508,804 (100.0%)	4,055

- ※ ()内は構成比です。

ごあいさつ

JAバンク
静岡とは

当会の考え方

業務のご案内

業績

自己資本の
充実の状況

組織

ご案内

索引

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯金・定期積金等	595	897	301
有価証券	—	68	68
動産	—	—	—
不動産	9,347	9,872	524
その他担保物	29	44	15
小 計	9,971	10,881	909
農業信用基金協会保証	190	170	△ 19
その他保証	1,334	1,096	△ 237
小 計	1,525	1,267	△ 257
信用	493,252	496,655	3,403
合 計	504,749	508,804	4,055

債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	384	342	△ 41
その他担保物	—	—	—
小 計	384	342	△ 41
信用	1,413	1,381	△ 31
合 計	1,797	1,723	△ 73

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
設備資金	27,906 (5.5%)	26,254 (5.2%)	△ 1,651
運転資金	476,843 (94.5%)	482,550 (94.8%)	5,707
合 計	504,749 (100.0%)	508,804 (100.0%)	4,055

※ ()内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農業	2,256 (0.4%)	2,354 (0.5%)	98
林業	— (—)	— (—)	—
水産業	— (—)	— (—)	—
製造業	78,275 (15.5%)	90,432 (17.8%)	12,156
鉱業	1,260 (0.2%)	1,260 (0.2%)	—
建設業	12,079 (2.4%)	11,395 (2.2%)	△ 683
電気・ガス・熱供給・水道業	25,300 (5.0%)	25,826 (5.1%)	526
運輸・通信業	35,328 (7.0%)	34,011 (6.7%)	△ 1,317
卸売・小売・飲食業	44,876 (8.9%)	41,416 (8.1%)	△ 3,459
金融・保険業	121,128 (24.0%)	116,180 (22.8%)	△ 4,947
不動産業	57,780 (11.4%)	59,027 (11.6%)	1,246
サービス業	126,352 (25.0%)	126,809 (24.9%)	456
地方公共団体	— (—)	— (—)	—
その他	111 (0.0%)	89 (0.0%)	△ 21
合 計	504,749 (100.0%)	508,804 (100.0%)	4,055

※ ()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

主要な農業関係の貸出金残高

1. 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農業	6,527	5,975	△ 551
穀作	—	—	—
野菜・園芸	1,380	1,500	119
果樹・樹園農業	234	225	△ 9
工芸作物	199	158	△ 40
養豚・肉牛・酪農	102	99	△ 2
養鶏・養卵	130	126	△ 3
養蚕	—	—	—
その他農業	4,479	3,864	△ 615
農業関連団体等	1,700	2,135	434
合 計	8,228	8,111	△ 117

- ※ 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等を含みます。
 3. 「農業関連団体等」には、JA・専門農協及び経済連等の連合会とその子会社等を含みます。

2. 資金種類別

① 貸出金

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プロパー資金	6,128	6,007	△ 121
農業制度資金	2,099	2,103	4
農業近代化資金	2,099	2,103	4
その他制度資金	—	—	—
合 計	8,228	8,111	△ 117

- ※ 1. プロパー資金とは、制度資金を除く、当会原資の資金をご融資している貸出金で、JAアグリマイティー資金等が該当します。
 2. 農業制度資金は、以下の制度資金が該当します。
 ① 地方公共団体から原資を借入れ、当会がお客さまに転貸してご融資する資金
 ② 地方公共団体等が利子補給等を行うことで当会が低利でご融資する資金
 なお、日本政策金融公庫がお客さまに直接ご融資する資金は含んでいません。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）・農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

② 受託貸付金

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
日本政策金融公庫資金	9,336	9,407	70

- ※ 日本政策金融公庫が原資の資金を当会経由にて農業者等にご融資している貸出金で、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）や農業基盤整備資金等が該当します。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
令和6年度					
一般貸倒引当金	723	584	－	723	584
個別貸倒引当金	6,075	4,496	33	6,024	4,514
合 計	6,798	5,081	33	6,747	5,099
令和7年度					
一般貸倒引当金	584	558	－	584	558
個別貸倒引当金	4,514	4,130	8	4,496	4,140
合 計	5,099	4,689	8	5,081	4,699

貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	—	—

ごあいさつ

JAバンク
静岡とは

当会の考え方

業務のご案内

業績

自己資本の
充実の状況

組織

ご案内

索引

開示基準別の分類・保全状況

(単位：百万円)

資産査定結果(債務者区分別) 対象：総与信					リスク管理債権及び金融再生法に基づく資産査定結果 対象：リスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権 (ただし、要管理債権は貸出金のみ)			
債務者区分 与信残高	分 類				債権区分 与信残高	担保・保証 による保全額	貸倒 引当額	保全額
	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類				
破綻先	—	—	—	— (—)	破産更生債権及び これらに準ずる債権	—	—	—
実質破綻先	—	—	—	— (—)	危険債権	5,605	1,381	4,130
破綻懸念先	5,605	313	1,068	4,224 (4,130)				5,512
要注意先 10,293	要管理先 2	—	2		要管理債権 (貸出金のみ)	2	2	0
	その他の 要注意先 10,291	95	10,195		三月以上延滞債権	2	2	0
					貸出条件緩和債権	—	—	—
正常先	495,041	495,041			(小計)	5,608	1,384	4,130
その他	—	—			正常債権			5,514
合 計	510,940	495,450	11,266	4,224 (4,130)	505,332			
				— (—)	合 計	510,940		

金融再生法に基づく
開示債権に占める
不良債権の割合
1.10%

- ※ 1. 総与信とは、貸出金及び貸出金に準ずる債権(貸付有価証券・貸出金と関連のある未収利息・未収金・貸出金に準ずる仮払金・債務保証見返勘定)です。
2. リスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権とは、貸出金・貸付有価証券・貸出金と関連のある未収利息・貸出金に準ずる仮払金・債務保証見返勘定です。
3. 資産査定結果(債務者区分別)における()内は分類額に対する個別貸倒引当額です。
4. 当会の与信残高は、部分直接償却実施後の残高であり、破綻先・実質破綻先のⅢ・Ⅳ分類は全額引当済みです。

リスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権

(単位：百万円)

債権区分	債権残高 (A)	保全額		
		担保等の保全額 (B)	貸倒引当金 (C)	合 計 (D) = (B) + (C)
令和6年度				
破産更生債権及び これらに準ずる債権	—	—	—	—
危険債権	6,000	1,354	4,496	5,851
要管理債権 (貸出金のみ)	3	3	0	3
三月以上延滞債権	3	3	0	3
貸出条件緩和債権	—	—	—	—
計	6,003	1,358	4,496	5,854
正常債権	500,830			
合 計	506,834			
令和7年度				
破産更生債権及び これらに準ずる債権	—	—	—	—
危険債権	5,605	1,381	4,130	5,512
要管理債権 (貸出金のみ)	2	2	0	2
三月以上延滞債権	2	2	0	2
貸出条件緩和債権	—	—	—	—
計	5,608	1,384	4,130	5,514
正常債権	505,332			
合 計	510,940			

- ※ 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

該当する取引はありません。

用語解説

債務者区分

▶破綻先

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者

▶実質破綻先

破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

▶破綻懸念先

現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

▶要注意先

貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

▶要管理先

要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者

▶正常先

業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

▶その他

国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権

リスク管理債権及び金融再生法開示債権区分に基づく区分

▶破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

▶危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

▶要管理債権

三月以上延滞債権で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しないもの及び貸出条件緩和債権

▶三月以上延滞債権

元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として三月以上遅延している貸出金（破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権を除く）

▶貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権を除く）

▶正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

有価証券計数

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国債	421,263	426,896	5,632
地方債	37,306	54,678	17,371
社債	142,884	153,993	11,108
株式	9,323	9,509	186
外国証券	131,855	138,929	7,074
その他の証券	84,524	84,263	△ 260
合 計	827,157	868,270	41,113

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めなし	合 計
令和6年度								
国債	2,006	20,166	25,597	51,781	117,500	199,438	—	416,489
地方債	87	7,684	5,307	174	29,545	—	—	42,798
社債	25,099	37,391	49,600	2,800	11,169	—	—	126,060
株式	—	—	—	—	—	—	9,482	9,482
外国証券	14,458	28,443	34,657	15,992	37,835	4,975	—	136,364
その他の証券	987	5,464	8,971	7,500	8,604	1,015	49,906	82,449
合 計	42,639	99,151	124,133	78,248	204,655	205,429	59,388	813,643
令和7年度								
国債	13,028	18,220	36,507	77,545	112,108	170,540	—	427,951
地方債	2,492	10,402	1,174	5,574	41,091	—	—	60,733
社債	24,998	55,394	45,600	9,173	2,500	—	—	137,667
株式	—	—	—	—	—	—	9,601	9,601
外国証券	12,113	34,823	32,650	29,559	35,238	—	—	144,385
その他の証券	2,964	3,000	6,870	10,000	11,412	501	49,052	83,801
合 計	55,596	121,841	122,802	131,852	202,350	171,042	58,654	864,139

※ 残高は貸借対照表計上額ではなく、取得価額（取得原価又は償却原価）により表示しています。

種類別商品有価証券平均残高

該当する取引はありません。

有価証券等の時価情報

1. 有価証券

① 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	48,038	48,639	601	2,031	2,033	1
	地方債	4,433	4,462	29	1,013	1,014	0
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	5,504	5,508	3	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	57,976	58,610	634	3,045	3,047	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	51,169	43,645	△ 7,524	96,906	82,962	△ 13,944
	地方債	26,750	25,532	△ 1,217	42,071	38,966	△ 3,014
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,000	999	△ 0	1,803	1,785	△ 17
	外国証券	2,200	2,145	△ 54	1,000	909	△ 90
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	81,119	72,322	△ 8,796	141,781	124,624	△ 17,157
合 計		139,095	130,933	△ 8,162	144,826	127,671	△ 17,154

※ 1. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 取得原価又は償却原価を貸借対照表計上額としています。

③ その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	17,227	8,001	9,225	23,115	8,764	14,350
	債券	97,877	95,984	1,892	24,237	24,093	143
	国債	96,675	94,784	1,891	24,237	24,093	143
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,201	1,200	1	—	—	—
	その他	134,585	102,741	31,844	176,222	140,982	35,239
	外国証券	84,251	72,720	11,530	106,123	93,246	12,877
	その他の証券	50,334	30,020	20,313	70,099	47,736	22,362
	小 計	249,689	206,727	42,962	223,575	173,841	49,733
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,328	1,480	△ 152	707	836	△ 129
	債券	328,194	352,468	△ 24,273	433,190	458,430	△ 25,239
	国債	201,002	222,497	△ 21,494	284,242	304,918	△ 20,675
	地方債	11,240	11,615	△ 374	16,667	17,648	△ 980
	短期社債	6,998	6,999	△ 1	12,993	12,998	△ 4
	社債	108,953	111,356	△ 2,402	119,286	122,865	△ 3,578
	その他	107,023	113,872	△ 6,848	81,438	86,203	△ 4,765
	外国証券	60,166	61,443	△ 1,276	48,700	50,138	△ 1,438
	その他の証券	46,856	52,428	△ 5,572	32,738	36,065	△ 3,326
	小 計	436,546	467,821	△ 31,274	515,337	545,471	△ 30,134
合 計		686,236	674,548	11,688	738,912	719,312	19,599

※ 時価(期末日における市場価格等に基づく時価)を貸借対照表計上額としています。

2. 金銭の信託

① 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	396	—	396	—

※ 時価(期末日における市場価格等に基づく時価)を貸借対照表計上額としています。

② 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	159,354	163,478	△ 4,123	4,514	△ 8,638	189,237	200,058	△ 10,821	6,231	△ 17,052

※ 1. 時価(期末日における市場価格等に基づく時価)を貸借対照表計上額としています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれの「差額」の内訳です。

3. デリバティブ取引等（デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引）

① 金利関連取引

（単位：百万円）

区 分			令和6年度			令和7年度		
			契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
	金利オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
店 頭	金利スワップ	受取固定 支払変動	—	—	—	—	—	—
		受取変動 支払固定	—	—	—	5,000	103	103
	金利オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
合 計			—	—	—	5,000	103	103

※ 上記取引はヘッジ会計が適用されています。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

② 通貨関連取引

（単位：百万円）

区 分			令和6年度			令和7年度		
			契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
店 頭	通貨スワップ		—	—	—	—	—	—
	為替予約	売建	45,515	624	624	43,649	△ 638	△ 638
		買建	—	—	—	—	—	—
	為替オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
合 計			45,515	624	624	43,649	△ 638	△ 638

※ 上記取引はヘッジ会計が適用されています。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

③ 株式関連取引

該当する取引はありません。

④ 債券関連取引

該当する取引はありません。

経営諸指標

利益総括表

（単位：百万円）

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
資金運用収支	11,106	14,542	3,436
役務取引等収支	△ 247	△ 343	△ 96
その他事業収支	△ 8,673	△ 18,637	△ 9,964
事業粗利益	2,185	△ 4,438	△ 6,623
（事業粗利益率）	（ 0.05% ）	（ △ 0.12% ）	（ △ 0.18P ）

※ 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - （資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用*）

*金銭の信託運用見合費用 = 金銭の信託平均残高 × 資金調達勘定利回り

資金調達勘定利回り = 資金調達費用 / 資金調達勘定平均残高

資金調達費用 = 貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 債券貸借取引支払利息 + 借入金利息 + 金利スワップ支払利息 + 支払奨励金 + 支払雑利息

資金調達勘定平均残高 = 貯金 + 譲渡性貯金 + 債券貸借取引受入担保金 + 借入金 + 貸付留保金 + 従業員預り金 + リース債務

2. 役務取引等収支 = 役務取引等収益 - 役務取引等費用

3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用

4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他事業収支

5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高* × 100

*資金運用勘定平均残高 = 預け金 + 買入金銭債権 + コールローン + 有価証券 + 貸出金 + 従業員貸付金

事業純益（法定）

（単位：百万円）

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
事業純益	△ 2,263	△ 8,955	△ 6,692
実質事業純益	△ 2,263	△ 8,955	△ 6,692
コア事業純益	5,024	8,169	3,144
コア事業純益(投資信託解約損益を除く)	4,908	7,878	2,969

- ※ 1. 事業純益 = 事業収益 - (事業費用 - 金銭の信託運用見合費用) - 一般貸倒引当金繰入額
 2. 実質事業純益 = 事業純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益 = 実質事業純益 - 国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

利益率

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
総資産経常利益率	0.15%	0.17%	0.02P
純資産経常利益率	2.36%	2.51%	0.15P
総資産当期純利益率	0.14%	0.14%	△ 0.00P
純資産当期純利益率	2.17%	2.09%	△ 0.08P

- ※ 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産平均残高(債務保証見返を除く) × 100
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 総資産平均残高(債務保証見返を除く) × 100
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

資金運用収支の内訳

（単位：百万円）

項 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	3,770,785	29,824	0.79%	3,602,578	39,530	1.10%
うち預け金	2,461,895	14,815	0.60%	2,226,942	19,501	0.88%
うち有価証券	827,157	12,325	1.49%	868,270	15,692	1.81%
うち貸出金	472,567	2,551	0.54%	500,258	4,067	0.81%
資金調達勘定	3,697,019	18,717	0.51%	3,555,623	24,987	0.70%
うち貯金・定期積金	3,780,489	19,415	0.51%	3,653,991	25,899	0.71%
うち譲渡性貯金	45,339	67	0.15%	43,741	146	0.33%
うち借入金	26,759	31	0.12%	38,573	203	0.53%
総資金利ざや	—	—	0.16%	—	—	0.27%

- ※ 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率*
 *資金調達原価率 = (資金調達費用 + 経費 - 金銭の信託運用見合費用) / (資金調達勘定平均残高 - 金銭の信託運用見合額) × 100
 資金調達費用 = 貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 債券貸借取引支払利息 + 借入金利息 + 金利スワップ支払利息 + 支払奨励金 + 支払雑利息
 資金調達勘定平均残高 = 貯金 + 譲渡性貯金 + 債券貸借取引受入担保金 + 借入金 + 貸付留保金 + 従業員預り金 + リース債務
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金・定期積金」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定計の「平均残高」及び「利息」は、金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

受取利息・支払利息の増減額

（単位：百万円）

項 目	令和6年度 増減額	令和7年度 増減額
受取利息	4,066	9,705
うち預け金	3,237	4,686
うち有価証券	1,604	3,366
うち貸出金	△ 866	1,516
支払利息	1,078	6,269
うち貯金・定期積金	1,181	6,483
うち譲渡性貯金	9	78
うち借入金	31	172
差引	2,988	3,436

- ※ 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の「うち貯金・定期積金」には、支払奨励金が含まれています。
 4. 支払利息計の増減額は、金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

貯貸率・貯証率

区 分		令和6年度	令和7年度	増 減
貯貸率	期 末	13.4%	14.0%	0.6P
	期中平均	12.4%	13.5%	1.1P
貯証率	期 末	21.9%	24.3%	2.4P
	期中平均	21.6%	23.5%	1.9P

- ※ 1. 貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

グループの概況

グループの事業系統図

静岡県信用農業協同組合連合会

株式会社静岡県信連ビジネスサービス

事務受託

子会社等の概況

会社名	株式会社静岡県信連ビジネスサービス
所在地	静岡市駿河区豊田一丁目4番15号
設立年月日	平成9年10月1日
資本金	30百万円
事業の内容	静岡県信連から委託を受けた次の業務 ①現金整理管理 ②手形交換管理 ③為替決済 ④口座振替依頼書管理 ⑤自動振替・EB
当会の議決権比率 (当会及び他の子会社等の議決権比率)	100.0%(100.0%)

子会社等の財務内容

(単位: 千円)

会社名	決算日	売上高	経常利益	当期純利益	総資産	純資産
株式会社静岡県信連ビジネスサービス	3月31日	272,340	10,680	6,040	233,849	172,867

当社については重要性に乏しいことから、令和7年度の連結財務諸表は作成しておりません。

なお、当社は、農協法上の金融子会社に該当することから、当社を含めた連結自己資本比率を算出しており、連結自己資本比率は15.68%となっております。

確 認 書

1. 私は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度に係るディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されています。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等へ適切に報告されています。
 - 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されています。

令和8年7月10日

静岡県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長 吉田 正吾

※ 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

会計監査人の監査

当会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度の計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書、注記表及びその附属明細書並びに剰余金処分案については、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けており、令和8年5月20日付の監査報告書を受領しております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して作成しておりますが、このディスクロージャー等そのものについては監査を受けておりません。